

Title	社会教育における「職員の専門性」概念の考察(1)
Author(s)	遠藤, 和士
Citation	大阪大学教育学年報. 9 P.163-P.170
Issue Date	2004-03
Text Version	publisher
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/4971">https://doi.org/10.18910/4971</a>
DOI	10.18910/4971
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

〈研究ノート〉

## 社会教育における「職員の専門性」概念の考察 (1)

遠藤和士

### 【要旨】

本稿の目的は、1970年代に出された『月刊社会教育』における職員・指導者に関する記事・論文を取り上げ、当時の社会教育における「職員の専門性」概念を検証することである。

その結果として次のような状況が看取される。まず、「専門職員の必要性」については一般に認められているが、ただしその根拠は明らかではない。「職員の専門性」については、確立されるべきものと捉えられているが、はっきりとした基準があるものではなく、実際の職務や他の職員との交流・議論等を通じて獲得するものであると捉えられている。また「職員」が「指導者」であることが否定されることもある一方、他方では「職員」の側からいかにして市民に問題意識を持たせるか、という指摘もあり、この点については未整理なようである。

### 1. 問題意識

筆者は以前、社会教育の分野における入門的な文献に焦点を当て、そこで社会教育の職員、あるいは指導者の「専門性」「役割」「資質」「職務・仕事」について、どのように捉えられているかを検討した(遠藤2003)。

取りあげた文献の中に、職員は条件整備者であり、職員を指導者と呼ぶことに否定的な見解が見出されたが(宇佐川1962、藤田1967)、これは松下圭一氏の「社会教育終焉論」における問題意識にきわめて近いものと考えられる。松下氏は、行政が成人に対して「教育」を行うという発想を批判しているが、ここでの「教育」はきわめて狭い意味であって、職員は指導者ではないという場合の「指導」に近いものと考えることができる。

松下氏の問題意識をふまえて、取りあげた文献における職員の「専門性」他に関する記述を検討した結果、社会教育における「職員の専門性」概念について検証すべき課題として次のものが挙げられる。①「指導者」と「職員」の関係、②「指導者」の必要性ではなく「職員」の必要性に関する議論、③「職員」の「専門性」、④司書や学芸員、その他の職員と社会教育主事や公民館主事のそれぞれの「専門性」、また社会教育主事や公民館主事以外の職員があまり取りあげられていないのであれば、それはなぜか、また⑤「職員の専門性」概念におそらく深く関わってくる民主的な社会教育の理論、である。

そこで本稿では、さしあたって1970年代に焦点を当て「職員の専門性」概念に関わる先の①から④の課題について、社会教育の分野を全体的にみたときにどのように論じられていたのかを検討する。⑤を除くのは、焦点を絞るためである。

70年代としたのは、松下氏の『社会教育の終焉』が出版されたのは1986年だが、そこで述べられた考えがまとまりはじめていたのは1970年代前半であり、その同時期に、社会教育の分野において「職員の専門性」がどのように論じられていたのかに焦点を当てたいと考えるからである。また70年代は、まだいわゆる「不当配転問題」が起っていた時期でもあり、そのような問題に関わって「専門職員」に関する記述があるのではないか、と考えたからでもある。

## 2. 研究の概要

1970年代に、社会教育における「職員の専門性」概念がどのように捉えられていたのかをみるため、雑誌『月刊社会教育』（国土社）の1970年1月号（No146）から1979年12月号（No271）を（ただし若干未収集のものがある）参照し、そこでの記事・論文等のタイトルから社会教育の職員もしくは指導者等に関する記述があると思われるものを取り上げた。ただし、派遣社会教育主事等の制度に関するものや教師に関するものは除いている。

もちろんこの問題を検討するための資料として一つの雑誌のみを取り上げるだけでは十分とはいえないが、まず社会教育の分野を全体としてみたときに「職員の専門性」が当時どのように捉えられていたのかを把握することが必要だと考え、それに対して、『月刊社会教育』が社会教育の分野では代表的な雑誌の一つであり、かつ社会教育のある特定の分野のためのものではないということ、また雑誌であるために一定の方針で編集されていることは否めないが、社会教育の研究者・社会教育関係の職員・一般の市民など、社会教育に関わる多様な立場からの意見が掲載されていることから、その目的に対して適切であると考え、これを取り上げることとした。

さて、先に記事・論文等を取り上げる基準について述べたが、これとは別に71年8月号から、必ずしも毎号ではないが、「私の職場日記」というコーナーが掲載されている。ここでは、毎回社会教育に関連する職場で、一定の期間にどのようなことがあり、またそこでそれぞれの執筆者がどのようなことを感じたり考えたりしたのかが日記として述べられている。これについても若干未収集（3）のものがあるが、それを除くと「私の職場日記」は10年間に56回掲載されている。判断のつきにくいものもあるが、職場名や職名から分類すると、最も多いのは公民館等の16である。以下、教育委員会等が15、図書館6、青年の家3、博物館・美術館3、青少年会館等2、その他社会教育関連施設4、その他7である。これを見てわかるように、圧倒的に公民館および教育委員会等が多い。

この「私の職場日記」以外に取り上げた記事・論文等においても同様に、そこで取り上げられているもので圧倒的に多いのは、社会教育主事、公民館主事を含む公民館職員である。また社会教育職員、社会教育関係職員という記述がなされている場合でも、実際に想定されているのは社会教育主事や公民館職員であるケースが多く見受けられる。これについては購読者や当時の実際の施設数等も考え合わせる必要があるが、一般的には第2次世界大戦後の日本の社会教育が公民館を中心に発展してきたことの反映であると考えられることもできる。

## 3. 考察

このことをふまえて、必要に応じて松下氏の「社会教育終焉論」を参照しつつ、取り上げた記事・論文等について述べていくが、①については松下氏の問題意識と最も密接に関わる問題のため後にみることにし、その他のものから述べることにする。

なお、以下『月刊社会教育』からの引用についてはその都度、1)該当する年月号、2)記事・論文タイトル、3)著者名を記し、本稿末尾の引用・参考文献一覧には掲載しない。

### 3-1. 「職員」の必要性

まず最初に②についてだが、一部詳細に論じられている場合もあるが、全体的にはまだ整理されていない。実際、17回社会教育研究全国集会の報告で

- ・住民の学習権の保障の上で専門的職員の必要性を具体的に明らかにしていくこと。（77年11月増刊「職場の民主化と職員集団」石間資生）

が課題としてあげられている。

しかしここで、この点について注目したいのは、次の3つの記述である。

- ・守る会をささえる青年婦人自身が主事としての役割をはたせるだけの力量を身につけたい。(71年8月「民主的社会教育を守るたたかひの展望」吉川徹)
- ・やはり市民が企画することは必要だし、それに協力するものとしての職員の役割はこれまで以上に重要になる。もし市民が企画の主人公になることによって本当に職員がいらなくなるようなら、転職してもかまわないということで話をすすめた。(74年2月「住民主体の社会教育と職員の任務」佐藤進)
- ・かつては、社会教育活動の高まりの中で、青年団長が主事になった例は多いし、住民の要求として専門職の有資格者を招へいしたり、不当な配転をやめさせる等の実例があるのですが、(中略)、ふつうの住民は公民館へ積極的な関心を示さなくなっていますし、住民運動の発展している地域では逆に頼りにされていないという現実もあります。(70年8月「社会教育をになう主体は何か」島田修一)

最初のものは、住民たち自身が主事になると述べているが、それにもかかわらず住民は職員としての主事を必要とする、というスタンスである。しかしそれがなぜか、ということについては、少なくとも取り上げた記事・論文の中では述べられていない。2番目のものは、住民が自らできるようになれば、職員自身が転職すると述べている。3番目のものでは、実際に「住民運動の発展している地域では」「頼りにされていない」という現実が指摘されている。もちろん記事によっては詳細に職員の必要性の根拠を述べているものもあるし、今回取り上げているのが70年代のものであるため、それ以前に必要性に関する議論が行われてそれがコンセンサスを得ている可能性もないとはいえない。実際に取り上げた記事・論文の範囲では一般的にはその必要性は理解されている状況がある。ただし、それが必ずしも明確な理由を伴った必要性として理解されているかどうかは別であり、また住民自身が主事と同様の力量を身につけた、といったような場合にはどうなのか、ということについては不明確である。ここで取り上げた記述はそのことを示唆していると考えられる。実際、松下氏の指摘の一つはこの点に関してである。

### 3-2. 「職員」の「専門性」

次に③と④の課題について、併せて述べる。

先に社会教育主事や公民館職員が取り上げられるケースが圧倒的に多いと述べたが、これらの「職員の専門性」については、70年代を通してみたと、その専門性を確立すべきものと捉えているようである。逆に言えば、少なくとも当時の段階では、これらの「職員の専門性」については、こういったものであるというように記述できるほどははっきりとは捉えられていなかったということだ。

こういった状況の中で71年11月号に「博物館学芸員の専門性」(鶴田総一郎)という論文が掲載されている。その中で鶴田氏は、学芸員の専門性について、

- ・まず第一に学芸員は研究者であることを必要とする。しかもその研究は他の既成科学にもある「もの」そのものの研究と「ひと」そのものの研究をふまえた上で、「もの」と「ひと」との結び付きを最終研究目的とするという独自の専門性を持つ。(中略)

第二の条件は、第一の条件のもとで十分に研究された教材としての「もの」を、最も適当な各種・各段階の教育施設設備および教育方法で「ひと」に結び付ける、直接的教育作用を営む教育者である。同時にこの範囲内での教育研究者(あるいは教育技術研究者といった方がいいかもしれない)でもあるといえよう。(中略)

第三に(中略)収集と保存とに特段の技術的研究が必要であり、また同じ意味で熟練した収集保存技術者でなければならない。さらに収集保存されたものの分類整理法に関しても十分な技術的研究が行われ、同時に実際の技術者でなくてはならない。

- ・たとえば社会教育主事の専門性とくらべてどうであろうか。一言でいってまるで違う。社会教育主事

の場合は、第一に研究者ではない。直接教育作用を営む者でもない。まして専門技術者ではない。だから、学芸員の専門性とするところとはまったく重複するところがないといえる。むしろ学芸員が、社会教育にたずさわる場合に持つべき共通の専門性（対象のは握とその要請の調査、学習の組織化、広報技術、教育評価等々）は持っているといった方が妥当である。さらに、博物館は公立であるべきだという特別な条件はなにもないので、行政としての社会教育に関与することを実体とする現行の社会教育主事の姿勢とは、基本的に違っている。

- ・さらに公民館主事等その他の社会教育施設専門職員（準ずる場合を含む）とくらべてみると、これらは多くのばあい社会教育主事のばあいの専門性と同工異曲であって、要は共通部分で似たところがある程度である。

と述べている。この鶴田氏の見解が「博物館学芸員」の「専門性」として関係者の間でコンセンサスを得ているかどうかは別に検証すべき問題ではあるが、ここで注目したいのは、少なくともこの程度には「博物館学芸員」の「専門性」についての議論が行われている、ということである。

このような「博物館学芸員」の「専門性」に関する議論と対比して、非常に示唆的であると思われるのが次の記述である。

- ・肝じんの社会教育職員の養成についての議論は、その必要性が感じられてはいても不思議なくらい低調である。（78年2月「社会教育主事養成課程の現状」岡田忠男）

確かに取り上げた記事・論文の中に先の記述で言われているような職員の養成の現状やそれをどうするかに関するものは他にないと言ってよい。ただし、その一方で職員の研修に関するもの、特に自主的な、かつ職員集団としての研修に関するものや、職員集団そのものの重要性を指摘するものが多数見受けられる。これについては、現在でも、例えば日本社会教育学会第50回研究大会（2003年9月、於早稲田大学）のラウンドテーブルでも「実践を共同でふり返る」というものがあるように、「ふり返る」といったことが取り上げられることが多いような印象がある。

- ・「県公民館主事会は、県下一八四公民館の三百余名の主事たちの現職研修の場である。（中略）、専門性を培う共同学習の場を形成してきている。」（75年8月「公民館主事会論」牛越和男）
- ・現場経験といったことが、とくにこの分野では重要であり、社会教育職員の養成・任用に当っても、現場研修が重視されるべきことなどを挙げている。（78年2月「社会教育主事が寄せる明日への期待」編集部）
- ・職員の力量は職種に左右されるのではなく、職員の自覚および実践に裏打ちされる専門性、あるいは実践によって培われる専門性によって発揮されるという（以下略）（78年11月増刊「社会教育職員の専門性の確立と職場集団づくり」藤本俊司）
- ・教育機関である公民館職員の専門的力は、住民との関係の中で蓄積されていくものである以上（以下略）（79年7月「田無市公民館職員専門職制度の確立」鳥海志げ子）

これは、こういった職員の「専門性」があるとなれば、それは実際の職務を通じて、また他の職員との交流や議論等を通じて獲得するものであるということを示しているのではないかと考えられる。逆に、そもそも経験等はないが十分な「専門性」を備えているというケースが非常に考えにくいのではないかと、ということを示すものでもある。つまり、いわゆる新採で専門性のある者を採用することが不可能なのではないか、ということである。ただし、仮にそれが不可能ではなかったとしても、その基準は明らかではないということには留意しておく必要があるのだが。

これらの職員について、専門性の確立を指摘するものや専門職員制度を求めるものは多く見受けられるが、こういったことを考えれば、当時の段階では、そもそも職員の必要性が明示的には確立されていない

が、その必要があると仮定しても、しかしこのように見る限りでは「専門職員」ではなく「専任職員」を置くことまでしか説得力を持たないように思われる。実際に、次のような指摘も見受けられる。

- ・「現状では公民館主事は専門職でなくともよい、けれども識見と技倆を要求される。学習要求をほりおこし学習条件を整備していくには、主事の側から、識見と技倆にうらづけられた指導・助言がなされなければならない。これが専門性につながるものではないか。そのためには、研修の条件が保障される必要がある」——一般行政職からきた主事からは、(引用者注—主事会において)このような意見がだされた。(73年1月「飯田・下伊那主事会のその後」横田穆・松下拓)

### 3-3. 「指導者」と「職員」

もちろんこの問題は、①の「指導者」と「職員」の関係にも通じるものである。次にこの点について述べていくが、その前に、まず取り上げたいのが、松下氏と同様の問題意識を持ったものが見受けられる、ということである。特にこれは国の動向に対して批判的に述べているものに多いようだ。例えば、

- ・(引用者注—社会教育法改正について批判的に)たとえば指導助言という文言が大幅にとり入れられており(以下略)(72年6月「『社会教育法改悪』へのとりくみ」酒井英男他)
- ・社教審中間報告に、国民の学習を「水路づける」という、(引用者注—戦前の「思想善導」と)似たような発想があったのをおもいだしてください。(73年1月「社会教育職員制度の危険な曲り角」酒匂一雄)
- ・地域の社会教育のありかたは、地域の住民がきめるべきだという地域自治の論理によります。(73年3月「社会教育法一部改正に反対し真に地域住民の学習権を保障する社会教育職員制度の確立を」社会教育推進全国協議会常任委員会)

などである。つまり、簡単に言えば権力側からの押しつけについては批判的であるということである。また、職員を指導者として捉えている記事・論文等もあるが、そうではなく逆に指導者意識を持った職員が実際にいるということや、またそういった職員に対して批判的であるものもみられる。例えば、

- ・社会教育主事のなかには、住民に対する「指導者然」としていなければならないという認識をいまなおもっている人がかなりいる。(71年7月「社会教育主事の現状と問題」長浜功)
- ・住民にとって必要でない職員が、専門性をタテに「指導する」ことも現実にある。(74年12月「社会教育職員の専門性の位置づけをめぐって」佐藤次二)

であるが、このような立場もまた松下氏の問題意識と同様であると考えてよいだろう。つまり職員を指導者と捉えることに対しては批判的なのである。

しかし一方では、例えば地域課題に対する問題意識を持たせる、といった発想がないわけではない、場合によってはそういった職員が要請されている場合もある。

- ・今の世の中は問題だらけ。それらを問題と感ずるようにしていきたい。
- ・こちらが問題提起してもちゃんと受けとめてくれないこともあり悲しくなってしまう。(上記2つはいずれも、77年12月「成人の学習にとりくむ社会教育職員の悩みと生きがい」野々村恵子)
- ・なやみや問題点として出された一つ一つをいとぐちとし、教育における内的条件と外的条件を認識させ、教育権の問題に発展させ、教師・教組とのかかわりを考えさせ、PTAとしてどう対処するのかというところまでもちこめる、そういう問題のとりあつかい方、展開のさせ方について力をかせる主事であってほしい。(74年2月「母親のぐちにおわらせないで」渡辺かえ子)

松下氏の観点からみれば、これは2つの点から批判されると考えられる。一つは問題意識を持たせるという発想である。もう一つは、政策によって解決すべきものを教育によって解決しようとする発想に対してである。前者については本稿の第一の課題に対応する問題であるが、全体の状況としてみた場合、やはり振れ幅が大きいようだ。つまり、一方では職員が指導者であることは否定されているが、しかし他方では問題意識を持たせるといった発想もみられる。この問題については、

- ・住民の学習要求と私たちのがわで考える方向とのくいちがいが、自主性と「指導・助言」の実態、いわゆる「専門性」論議に帰着する問題である。(71年8月「二年目のひとりごと」Y・Y生)

という記述に象徴されるように、当時の段階では整理されていないようである。

#### 4. まとめにかえて

さて、このように、当時の段階では社会教育における職員については、社会教育主事や公民館職員が取り上げられることが圧倒的に多かったようだ。しかし、だからといって、それらの「職員の専門性」概念は、はっきりとは捉えられていなかった、と考えられる。もちろん、中にはある程度詳細に論じているものもあるし、また今回取り上げた範囲外の文献等でそうしたものもあるだろう。そういったものを検討するのは今後の課題である。ただし、それらで論じられていることが必ずしも社会教育の分野全体からみたときにコンセンサスを得ているかどうかは別であって、また全体としてみたとき議論そのものがそういった方向で行われているのかどうか自体が不明確である、ということに留意しつつ行っていきたいと考える。実際に松下氏が批判しているのは社会教育行政理論である。したがって、理論家が述べている事柄が、社会教育の分野全体の動向や問題意識とは乖離している可能性があるのではないかと考えることもできる。こういったことを視野に入れつつさらに検討を行っていきたい。

#### <引用・参考文献>

- 遠藤和士、2003、「社会教育における『職員の専門性』概念に関する予備的考察」『大阪大学教育学年報 第8号』  
 藤田博、1967、「社会教育の課題 第二節 指導者」二宮徳馬『社会教育』国土社  
 松下圭一、1986、『社会教育の終焉』筑摩書房  
 宇佐川満、1962、「社会教育の行政とその構造 第二節 社会教育の専門職員」宇佐川満・福尾武彦『現代社会教育』誠文堂新光社  
 『月刊社会教育』、国土社、1970年1月号 (No146) ~1979年12月号 (No271)

〈Research Notes〉

**An Analysis of the Concept of Professional Skills and  
Other Qualities Required for the Personnel in  
Administrative Organizations of Sykai-kyoiku(1)**

ENDO Chikato

In this paper some problems about professional skills and other qualities required for the personnel in administrative organization of sykai-kyoiku (adult education and out-of-school education for youth) are discussed, making reference to articles in "Gekkan(Monthly) Sykai-kyoiku" published in 1970's.

A number of these articles picked up for analysis seem to indicate that the necessity of professional personnel was generally acknowledged, however the reasons for that were not clearly shown. In addition, professional skills and other qualities required for the personnel were not made clear, and it was considered that they are acquired through the work and discussions with other personnel. Although it was criticized to consider the personnel as Shidosya(as a leader / teacher), it was pointed on the other hand that it was important for the personnel to raise the awareness among people of social problems.



